

(公印・契印省略)
国海安第30号
令和3年6月16日

一般社団法人日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
峰本 健正

船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することといたしましたので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の背景

令和元年6月に開催された国際海事機関（IMO）の第101回海上安全委員会（MSC101）において、国際ガス燃料船コード（IGFコード）の規定を明確化するための統一解釈（MSC.1/Circ.1605）が承認されたところ、IGFコードに関するIMO統一解釈の取扱いを船舶検査心得に定める等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) IGFコードに関する統一解釈の取り入れ
低引火点燃料タンクの貯蔵場所の取扱いを明確化する等のIMO統一解釈（MSC.1/Circ.1605）を取り入れる。
- (2) その他
その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和3年6月16日

施 行：令和3年6月16日

○1-1 船舶安全法施行規則

(二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(定義)</p> <p>1.4(a)・(b) (略)</p> <p><u>(c)</u> 甲板昇降型の船舶であつて、洋上風力発電設備等の建設等に使用することを目的として建造される国際航海に従事する自航式の船舶については、「MODUコード(決議A.1023(26))」又は「特殊目的船コード(決議MSC.266(84))」いずれかの基準を適用すること。</p> <p><u>附 則</u> (令和3年6月16日) (施行期日)</p> <p>(a) 本改正後の心得は、令和3年6月16日から施行する。</p>	<p>(定義)</p> <p>1.4(a)・(b) (略) (新設)</p>	

○3-1 船舶設備規程

(二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(配電)</p> <p><u>240.0(a)</u> 接続する電灯及び小型電気器具の合計負荷電流が最終分岐回路の保護装置の定格電流の80%を超えない場合にあつては、15箇を超えるものとして差し支えない。この場合、使用するケーブルはJIS C 3410「船用電線」に適合するものであること。</p> <p><u>240.0(b)</u> 次に掲げる要件をすべて満足する場合にあつては、<u>240.0(a)</u>における「定格電流の80%を超えない場合」を「定格電流を超えない場合」と読み替えて適用して差し支えない。</p> <p>(1) 居住区域以外で使用するものであること。</p> <p>(2) 負荷電流の特定されない電気機器（レセプタクル等）には接続しないものであること。</p> <p>(3) 保護装置の定格又は設定値は、接続される電灯及び小型電気器具の最大負荷電流を基に決定すること。</p> <p><u>附 則</u> (令和3年6月16日) (施行期日) (a) 本改正後の心得は、令和3年6月16日から施行する。</p>	<p>(配電)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

○6-1 船舶機関規則

(二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>附属書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード (IGF コード)</p> <p>6.3 一般</p> <p>6.3.1～6.3.9 (略)</p> <p>6.3.10 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置される場合には、同配置場所の船舶の鋼材は、タンク接続部及びその他の漏洩源からの起こりうる漏洩に対し、ドリップトレイにより保護しなければならない。ドリップトレイの材料は、貯蔵される燃料の温度に対応した設計温度を有するものでなければならない。船舶の鋼構造の保護については、タンクの通常の使用圧力を考慮しなければならない。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">その他の漏洩源には、フランジ継手、バルブ等を含む。</p>	<p>附属書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード (IGF コード)</p> <p>6.3 一般</p> <p>6.3.1～6.3.9 (略)</p> <p>6.3.10 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置される場合には、同配置場所の船舶の鋼材は、タンク接続部及びその他の漏洩源からの起こりうる漏洩に対し、ドリップトレイにより保護しなければならない。ドリップトレイの材料は、貯蔵される燃料の温度に対応した設計温度を有するものでなければならない。船舶の鋼構造の保護については、タンクの通常の使用圧力を考慮しなければならない。</p>	
<p>MSC.1/Circ.1605 統一解釈 (6.3.10)</p> <p>1 液化ガス燃料に対する船舶の鋼材の保護</p> <p>ドリップトレイの要否は、次に掲げる事項を考慮の上、決定すること。</p> <p>.1 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置される場合、タンク接続部及びその他の漏洩源からの漏洩に対して当該甲板を保護するためのドリップトレイを設置すること。</p> <p>.2 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板より下方に配置される場合であって、タンク接続部が開</p>	<p>(新設)</p>	

放甲板上に配置される場合、タンク接続部及びその他の漏洩源からの漏洩に対して当該甲板を保護するためのドリップトレイを設置すること。

2.3 液化ガス燃料貯蔵タンク及びタンク接続部が甲板下に配置される場合、全てのタンク接続部をタンクコネクションスペース内に配置すること。この場合、ドリップトレイを設置する必要はない。

6. 3. 11 ・ 6. 3. 12 (略)

12. 4 区域分類に関する規則

MSC. 1/Circ. 1605 統一解釈 (12. 4及び12. 5)

2. 1 二元燃料機関及びガス機関のガス吸気弁の分類に関しては、12. 4に規定されている区域分類に関する関連規格に従ったリスク評価を12. 5に掲げられている危険場所の区域の例にも同様に適用して差し支えない。

2. 2 二元燃料機関及びガス機関のガス吸気弁の分類に関しては、12. 4を参考とすること。なお、本項に従った追加の安全対策や付随するリスク評価を実施することができない場合には、12. 5を適用した評価を実施することとして差し支えない。

12. 4. 1 ～ 12. 4. 3 (略)

12. 5 危険場所の区域

6. 3. 11 ・ 6. 3. 12 (略)

12. 4 区域分類に関する規則

(新設)

12. 4. 1 ～ 12. 4. 3 (略)

12. 5 危険場所の区域

12.5.1 (略)

12.5.2 1種危険場所

1種危険場所内に設置された計器及び電気機器は、1種危険場所に適したものであること

1種危険場所には次の区画又は区域等を含む

- 1 タンクコネクションスペース、燃料貯蔵ホールドスペース及びインタバリアスペース

独立型タンクタイプCの燃料貯蔵ホールドスペースは通常1種危険場所として考慮しない。

MSC.1/Circ.1605 統一解釈 (12.5.2.1)

- 3.1 危険場所の分類上、全ての潜在的な漏洩源がタンクコネクションスペース内に配置され、かつ、危険場所に通じる交通を持たないタイプCのタンクを含む燃料貯蔵ホールドスペースは、非危険場所とみなされる。
- 3.2 燃料貯蔵ホールドスペースがタンク接続部等の潜在的な漏洩源を含む場合、当該スペースは1種危険場所とみなされる。
- 3.3 燃料貯蔵ホールドスペースがタンクコネクションスペースに通じる通常閉鎖されているボルト締めハッチを含む場合、当該スペースは2種危険場所とみなされる。

2～.9 (略)

12.5.3 (略)

12.5.1 (略)

12.5.2 1種危険場所

1種危険場所内に設置された計器及び電気機器は、1種危険場所に適したものであること

1種危険場所には次の区画又は区域等を含む

- 1 タンクコネクションスペース、燃料貯蔵ホールドスペース及びインタバリアスペース

独立型タンクタイプCの燃料貯蔵ホールドスペースは通常1種危険場所として考慮しない。

(新設)

2～.9 (略)

12.5.3 (略)

15.10 通風に関する規則

15.10.1 要求される通風量よりも通風量が減少した場合、航海船橋、継続的に人員が配置されている中央制御場所又は非常用制御場所に可視可聴警報を発しなければならぬ。

MSC.1/Circ.1605 統一解釈 (15.10.1)

- 4 通風装置が、作動時に要求される通風量を有していることを確認するための手段は、次に掲げるいずれかとすることができ。ただし、これらの手段と同等と認められる手段にあってはこの限りでない。
- .1 負圧状態を検知することができる表示と共に通風装置の電動機又はファンの作動状態を監視。
 - .2 風量表示と共に通風装置の電動機又はファンの作動状態を監視。
 - .3 要求される空気流量が確保されていることを示す通風流量を監視。

15.10.2 (略)

附 則 (令和3年6月16日)

(施行期日)

(a) 本改正後の心得は、令和3年6月16日から施行する。

15.10 通風に関する規則

15.10.1 要求される通風量よりも通風量が減少した場合、航海船橋、継続的に人員が配置されている中央制御場所又は非常用制御場所に可視可聴警報を発しなければならぬ。

(新設)

15.10.2 (略)